

高根沢町原油価格高騰緊急経済対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響を受ける町内の中小事業者等を支援するため、予算の範囲内において高根沢町原油価格高騰緊急経済対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号。以下「規則」という。）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者で、営利を目的として、町内に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を設ける法人（町内に本社又は主たる事業所の所在がある株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社及び有限会社に限る。）又は個人事業者
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。
 - イ 町内に主たる事業所等を有すること。
- (3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であって、次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 常時使用する職員の数が300人以下であること。
 - イ 町内に主たる事業所等を有すること。
- (4) 町内に住所を有する個人農業者
- (5) 企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人をいい、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等に該当するものを除く。）又は一般社団法人等（一般社団法人及び一般

財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する一般社団法人等をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 常時使用する従業員の数が 300 人以下であること。

イ 町内に主たる事業所等を有すること。

- (6) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たす者ア 常時使用する従業員の数 300 人以下であること。

イ 町内に主たる事業所等を有すること。

- 2 この要綱において、「燃料費」とは、重油、ガソリン、軽油、灯油、都市ガス及びプロパンガスの使用に係る費用をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内で事業を継続している中小事業者等で、当該補助金の交付を受けた後も引き続き町内で事業を継続する意思があるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 町税を滞納している者

(2) 高根沢町暴力団排除条例（平成 24 年高根沢町条例第 5 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等の反社会的勢力である者及び反社会的勢力との関係を有する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第

2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行っている者

(4) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者

(5) 地方公共団体その他公共的団体が設立した事業者及び地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している者

(6) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、他の公的制度に基づく補助金を受けている者

(7) 令和 3 年 1 月 1 日以降に開業し、又は事業を開始した者

(8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者

(9) その他町長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が町内にある事業所等に係る経費（原材料としての使用又は他者への販売を目的としたものは除く。以下同じ。）として令和4年1月から同年6月までに支払った燃料費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

2 前項の燃料費は、事業専用割合を乗じて算出するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費から補助対象者が町内にある事業所等に係る経費として令和3年1月から同年6月までに支払った燃料費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）又は120万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が、次の各号に掲げる中小事業者等の区分に応じ、当該各号に定める額に満たない場合は、補助金を交付しない。

(1) 第2条第1項第1号又は第4号に規定する個人事業者又は個人農業者 5万円

(2) 前号以外の中小事業者等 10万円

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高根沢町原油価格高騰緊急経済対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 高根沢町原油価格高騰緊急経済対策補助金計算書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 高根沢町原油価格高騰緊急経済対策補助金計算書に記載のある燃料費の支払額及び支払日が確認できる書類（領収書、帳簿の写し等）

(4) 高根沢町内における継続的な事業活動が証明できる書類（履歴事項全部証明書、開業届、確定申告書の写し等）

(5) 町税に滞納がないことを証明する書類（完納証明書等）

(6) その他町長が必要と認める書類

2 規則第15条の規定による補助事業の実績報告は、前項の補助金交付申請書兼請求書の提出により行われたものとみなす。

3 複数の事業所等を運営している補助対象者は、それぞれの事業所等で支払った補助対象経費をまとめて申請するものとする。

4 補助対象者が行うことができる申請は、1回限りとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは高根沢町原油価格高騰緊急経済対策補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助金の交付の決定及び額の確定を行い、適当でないと認めるときは高根沢町原油価格高騰緊急経済対策補助金不交付決定通知書(様式5号)により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、町長に対し補助金の交付を請求しなければならない。この場合において、第6条の規定により提出された高根沢町原油価格高騰緊急経済対策補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を請求書として取り扱い、交付決定日をもって請求日とみなす。

(交付の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたものと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付を受けた者における第9条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。